

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成30年4月26日

【会社名】 SAMURAI&J PARTNERS株式会社  
(旧会社名 株式会社デジタルデザイン)

【英訳名】 SAMURAI&J PARTNERS Co.,Ltd.  
(旧英訳名 DIGITAL DESIGN Co.,Ltd.)

【代表者の役職氏名】 代表取締役 安藤 潔

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役 山口 慶一

【本店の所在の場所】 大阪市北区西天満四丁目11番22号  
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は、  
下記「縦覧に供する場所」へ記載の東京オフィスに  
おいて行っております。)  
(注)平成30年4月25日に開催された第22期定時株主総会  
の決議により、平成30年5月1日から本店所在地は  
現在の東京オフィスとなる予定であります。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
SAMURAI&J PARTNERS株式会社 東京オフィス  
(東京都港区虎ノ門一丁目7番12号)  
(注)平成29年8月21日より、東京都千代田区神田司町  
二丁目9番2号から移転しております。

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

当社グループにおきましては、代表取締役の安藤潔及び当社最高財務責任者の山口慶一が財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任を有しております。

また、財務報告の重要な事項に虚偽記載が生じることのないよう、企業会計審議会により公表された「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

当社グループの財務報告に係る内部統制評価は、当事業年度の末日である平成30年1月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価におきましては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定いたしました。当該業務プロセスの評価におきましては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、統制上の要点となる内部統制が、虚偽記載の発生するリスクを十分に低減しているかどうかについて、整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価範囲は、当社並びに連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しました。全社的な内部統制及び決算・財務報告プロセスのうち、全社的な観点で評価が適当と考えられるものについては、当社と連結子会社5社を評価の対象としました。

業務プロセスの評価範囲は、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、各事業拠点の内部取引を消去した売上高の金額が高い拠点から合算していき、概ね2/3に達するまでの事業拠点を重要な事業拠点としました。なお、当事業年度の金額で再検討し、重要な事業拠点を変更する必要はないことを確認しております。

また、選定した重要な拠点におきましては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として「売上高、売掛金、棚卸資産」の3勘定に至る業務プロセスを評価対象としています。さらに、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目並びに過去に不正が発生した勘定科目に係わる業務プロセスについては、個別に評価の対象に追加しております。

なお、連結子会社である株式会社ヴィオにつきましては評価範囲に含めておりません。株式会社ヴィオは、平成30年1月16日付けで株式の取得により子会社化し、内部統制の評価に必要な相当の期間が確保できなかったことから、やむを得ない事情により財務報告に係る内部統制の一部の範囲について、十分な評価手続が実施できなかった場合に該当すると判断したためであります。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、連結子会社である株式会社ヴィオにつきましては、やむを得ない事情により財務報告に係る内部統制の一部の範囲について、十分な評価手続が実施できませんでしたが、当該事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4 【付記事項】

該当事項はありません。

## 5 【特記事項】

特記すべき事項はありません。